

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正派遣法」施行により、派遣元事業主は各年度終了後、派遣料金に占める派遣料金と派遣スタッフに支払う賃金の差額の割合を公開することが義務づけられています。

$$\text{マージン率計算方法} = \frac{(\text{派遣料金の平均額}) - (\text{派遣労働者の平均賃金})}{\text{派遣料金の平均額}}$$

令和 6 年度事業報告書に基づき、以下の通り公開いたします
(対象：令和 4 年 12 月～令和 5 年 11 月)

エール株式会社

◇本 社 石川県野々市市二日市 5 丁目 148 番地

派遣労働者の数	58 人
派遣先の数	32 社
マージン率	28.0%
派遣料金 1 人あたりの平均額	¥15,671(8 時間/1 日換算)
派遣スタッフ賃金の平均額	¥11,281(8 時間/1 日換算)
福利厚生	健康診断等

キャリアコンサルティングの窓口

(部署) 営業部 安原 璃奈 (連絡先) 076-248-6626

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☐ 労使協定を締結していない

☒ 労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 令和 7 年 3 月 31 日)

・ 協定対象労働者の範囲 (一般事務員の業務に従事する労働者 等)